

第 454 回 群馬地方最低賃金審議会

資 料

- 1 群馬県最低賃金の改正決定について（答申）
- 2 群馬県において最低賃金を大幅に引き上げを求める会長声明
群馬弁護士会
- 3 特定最低賃金北関東三県比較表



令和5年8月9日

群馬労働局長
加藤 博人 殿

群馬地方最低賃金審議会
会長 谷口 聡



群馬県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月4日付け群労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、令和3年10月2日発効の群馬県最低賃金（時間額865円）は、令和3年度の群馬県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、昨年の答申に於いても要望したとおり、中小企業の賃上げのための環境整備について、支援策の更なる拡充を求めるとともに、特に小規模事業所への情報展開の工夫、及び支援策を受けるために必要な諸手続遂行に対する人的援助等、制度について不知な事業主や、事務処理体制の理由で対応できない状態を解消する手立てを強く望むものである。

また、「就業調整」の問題について、人材の調達が大きな経営課題となっている現状において、年収制限等による就業調整は、企業経営を更に厳しいものとする要因となり得るものである。いわゆる「年収の壁」を低くするというような施策では足りないほど人手不足は深刻であり、今後ますます大きな問題となることが懸念されるため、「働き方に中立な制度」に向けて、そのような「年収の壁」といった施策はすべて廃止することを要望する。

群馬県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
群馬県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 935 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

群馬県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 群馬県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 865 円
- (3) 発 効 日 令和3年10月2日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和3年度
- (3) 生活保護水準（令和3年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の群馬県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,990円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると群馬県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

865円（群馬県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）
×0.816（可処分所得の総所得に対する比率）＝122,675円

2023年8月1日

群馬地方最低賃金審議会 会長 様

群馬弁護士会
会長

会長声明の送付について

当会では、別添のとおり会長声明を発表しましたので、送付いたします。会長声明の趣旨をご理解いただき、慎重な審議をお願いいたします。

(添付書類)

・群馬県において最低賃金を大幅に引き上げることを求める会長声明

以上



群馬県において最低賃金を大幅に引き上げることを求める会長声明

- 1 2023年7月28日、中央最低賃金審議会は、同年度最低賃金額の改正について、都道府県ごとのランク区分を4ランクから3ランクに縮小し、引上げ額の目安を全国平均で時給1002円（値上げ幅41円）とする答申をまとめた（群馬県の目安とされるBランクでは値上げ幅は40円とされた。）。
- 2 現在、群馬県の最低賃金は895円にすぎず、これは北関東3県で最低額である。群馬県は、ランク区分はBランクとなったものの、本年度に上記目安に沿った増額があっただけでは、最低賃金近傍の賃金で就労する群馬県内労働者の収入は、相変わらず約16万円/月額（約190万円/年額）程度の水準に留まってしまふ。ところが実際の「労働者の生計費（最低賃金法9条2項）¹」は、都市部でも地方でも、月額22～24万円（時給に換算すると1300円～1400円）であつて²、地域差はほとんどない。今日の消費生活関連物価の上昇傾向も踏まえると、現状の群馬県の最低賃金の水準は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」水準（同法9条3項）を大きく下回っているといわざるを得ない。
よって、群馬県の最低賃金額を大きく引き上げることが必要である。
- 3 もちろん、最低賃金を引き上げる際には、経営基盤が脆弱な中小企業への政策的配慮（「業務改善助成金」制度の活用、社会保険料事業主負担部分の減免等）を行うことが必要であるが、昨年度において、群馬県と同水準（昨年度のC、Dランク）の地方最低賃金審議会で目安額を上回る答申が相次いでいたとおり、目安額を上回る判断には相当性があり、群馬県最低賃金審議会には英断が求められている。
- 4 以上のとおりであるから、当会は、群馬地方最低賃金審議会に対し、中央最低賃金審議会が答申した今年度の地域別最低賃金額改正の目安額を実現するだけにとどまらず、群馬県内の低賃金労働者の生活水準の改善に配慮して、主体的に、群馬県の最低賃金を大幅に引き上げるよう求めるものである。

2023年8月1日

群馬弁護士会 会長 XXXXXXXXXX

¹ 食費や住居費、水光熱費、家具家電用品費、被服・履物費、保険医療費、交通・通信費、教養娯楽費など労働者の生活に最低必要と考えられる費用を指す。

² 日本労働組合総連合会の「2017年連合リビングウェイズ～労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準の試算～」及び中澤秀一静岡県立大学短期大学部准教授の「現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費の実証的研究」参照

特定最低賃金北関東三県比較表

年度	鉄鋼		機械			電気			輸送	
	群馬	茨城	群馬	栃木	茨城	群馬	栃木	茨城	群馬	栃木
28年	857	871	846	851	841	845	851	837	846	856
29年	876	892	865	869	859	865	869	855	865	875
30年	897	916	886	889	880	886	889	877	886	896
元年	919	943	908	910	905	908	910	901	908	917
2年	921	945	910	913	907	910	913	904	910	920
3年	946	975	935	939	935	935	940	932	935	947
4年	976	1004	965	970	964	965	971	961	965	978
群馬局との差		+28		+5	-1		+6	-4		+13

